

☆集会所の利用方法

◆ 集会所を利用する場合は、管理事務所の備え付け用紙に必要事項を記入して申し込むこと。

◆ 住民どうしのご利用は、使用料金が原則免除(無料)されます

第二住宅の住民どうしが利用しあう集会、会合なら、原則として使用料金はかかりません。「使用心得」をよく守って、自由にお使いください。

◆ 使用料金は、各室(集会室1・2・3、和室、談話室)とも 1 時間 400 円

午前9時から午後10時まで、1時間単位でご使用できます。

使用料金は、各室とも1時間400円(冷暖房費込み)とし、集会室は、1・2・3ともそれぞれ別料金となります(例、集会室1・2を併合して使用、1時間800円)。

新集会所の「使用心得」と「利用規程」

I. 「集会所使用心得」※正面玄関の左側壁面に掲げられています。

【集会所使用心得】

- ① 届け出た目的以外に使用することはできません。
- ② 使用時間は厳守してください。
- ③ 建物や設備は大切に扱ってください。
- ④ 周辺の居住者の迷惑にならないよう、騒音等に十分注意してください。
- ⑤ 建物内は、すべて禁煙とします。
- ⑥ 集会が終わりましたら、次に使用する方のため床を清掃し、使用した器具や設備 はきれいに整頓してください。
- ⑦ 電気は消灯し、換気扇を止め、ガス水道は必ず閉栓し、使用した湯飲みは洗ってください。
- ⑧ ゴミは、すべて必ずお持ち帰りください。
- ⑨ 使用したスリッパは、必ず下駄箱に入れてください。
- ⑩ 戸締りを確認してから、鍵を返してください。
- ⑪ 使用中に起こった事故については、使用者に責任を持っていただきます。
- ⑫ 建物、設備を損傷された際は、使用者に修復の費用を負担していただきます。
- ⑬ 次の場合は、優先使用を承認することがあります。そのため、すでに承認した使用を予告なしに取り消し、または日時の変更を求めることがあります。これによって損害をおかけしても、組合はいっさい賠償の責めを負いませんので、あらかじめご承知ください。
 - (a) 災害時等の救護所、避難所等として使用する場合
 - (b) 居住者の葬儀所として使用する場合

上記のほか、理事会が緊急やむを得ないと判断した場合

II. 「集会所利用規程」 ※管理事務所の備え付け資料です。

1. 使用料が免除(無料)になるもの

- ① 管理組合業務に関連する集会
- ② 自治会活動の各種集会
- ③ 棟集会等の住民の集会
- ④ 老人会、こども会等の集会
- ⑤ 社会活動、奉仕活動、福祉活動等の地域における諸活動
- ⑥ その他住民のコミュニティー活動
- ⑦ お通夜、葬儀(法事は有料とする)
- ⑧ その他理事会が認めた場合

2. 使用料が有料となるもの

- ① 各種塾、教室等の月謝、謝礼金等を納めるもの
- ② 各種サークル、趣味の会、同好会等で多数の当住宅住民以外を含む集会、会合
- ③ その他理事会が有料と認める集会および会合

3. 使用を許可しないもの

- ① 物品の販売を目的とするもの
 - ② 反社会的な団体の集会と認められるもの
 - ③ 騒音等を伴い、周辺に迷惑を及ぼす会合等
 - ④ その他理事会が不相当と判断した集会、会合等
- ※4月2日定例理事会の決議に基づいています。